資料３

令和５年度　東京都公立大学法人　剰余金の概要及び利益処分（案）について

剰余金の発生要因（合計193．７億円）

経営努力認定対象

１．自己収入に係るもの
１３．７億円
・受託研究等
・その他自己収入

２．標準運営費交付金（効率化係数対象）に係るもの
０．９億円

３．標準運営費交付金（効率化係数対象外）に係るもの
６．４億円

経営努力認定対象外

４．特定運営費交付金に係るもの
２．１億円
経営努力認定対象外

５．償却資産取得や減価償却により生じた損益
170．6億円
経営努力認定対象外

認定基準

自己収入等によるものは、地独法会計基準に基づき経営努力とみなすが、標準運営費交付金事業で生じた返戻金192万円は非認定とする。

剰余金の発生要因の立証
法人自ら本来行うべき業務を行ったことを立証

①業務実績評価等の活用
業務実績評価や中期計画進捗状況の確認において、法人の運営全体に対して、順調であるとの評価や所見を得ていること。
②定員充足率
学生収容定員の充足率が、学部で100%、大学院及び高等専門学校で90%以上あること
積立金へ
行うべき業務を行わなかったことによる残額は認定額から控除

事業別管理
事業進捗及び剰余金の発生要因の立証
計画どおり、効率的に事業を実施したことを法人自ら立証
積立金へ
事業の中止や計画どおり業務を行わなかったことによる残額は事業別に認定額から控除

利益処分（案）

目的積立金相当額
１４．６億円
翌年度以降法人が中期計画において定めた使途に従い使用可能

積立金相当額
１７９．１億円

都へ返還必要額
８．５億円

都へ返還不要額
１７０．６億円

認定額 13.7億円
認定額 0.9億円
非認定額 192万円
認定額 133万円
非認定額 6.4億円
非認定額 2.1億円
非認定額 170.6億円